

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)4月 1日作成)

法令名	農地中間管理事業の推進に関する法律
根拠条項	第9条第1項
許認可等の種類	事業計画等の認可、事業計画の変更等の認可
法令の定め	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) (事業計画等) 第九条 農地中間管理機構は、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
審査基準	法令の定めに尽くされているため設定しない。
標準処理期間	総期間 20 日・丹 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 20 日・丹 (農政部農業経営局農業経営課)
処分担当課	農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号: 011-231-4111 (内線27-373))
申請先等	同上 (電話番号:)
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号: 011-231-4111 (内線27-373))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html)